



農地や水路の管理作業を支援します！ ～多面的機能支払交付金のご紹介～

多面的機能支払交付金とは？

地域の皆様が行う農地や水路の管理活動のための経費に活用できる農林水産省の交付金制度です。交付金は、国・県・市町村で負担し、市町村から活動組織へ交付されます。

春日部農林振興センター管内では、現在9市町で55活動組織が交付を受けており、対象となる農用地面積は約1230haになります。

どんな活動が対象？

「農地維持支払」と「資源向上支払」の二つのメニューがあります(右図)。

市町の認定を受けると5年間交付されます。5年間の活動後、さらに5年間毎の継続が可能です。

トピックス

小平農地環境保全組合(春日部市)

4月23日、平成31年度埼玉県多面的機能支援推進会議通常総会にて、継続的な取り組みが評価され、表彰されました。



基本 みんなで水路の草刈りなどの活動をする「農地維持支払」

★交付単価は (年)

区分	田	畑
10a当たり	3,000円	2,000円

- ・農道・水路法面の草刈り
- ・水路の泥上げ
- ・農道の路面維持 など

オプション 軽微な補修や植栽などの活動をする「資源向上支払」

- ・水路、農道等の軽微な補修
- ・植栽による景観形成
- ・地域住民との交流活動 等

※農地維持支払に加えて交付金が交付されます。
※農業者以外(地域住民、団体等)の参加が必要。



(草刈り)



(水路の泥上げ)

安全な活動のために

活動中の事故は、草刈りや雑木伐採時、車両等機械操作中に多く発生しています

- 活動前日までに、現地の下見、打合せ、**緊急連絡先の確認**を必ず行いましょう。
→医療機関や参加者のご家族の連絡先を確認しましょう。
- 活動を行う前に、**保険**に入りましょう。
→保険料は交付金の対象となります。近隣の保険会社、JAへご相談ください。
- 活動に当たっては、参加者一人一人が事故防止の意識を持つことが大切です。
→参加者**全員**に**注意喚起**し、おたがい**声かけ**しましょう。

【お問合せ】 整備支援・管理担当 ☎048-737-2112